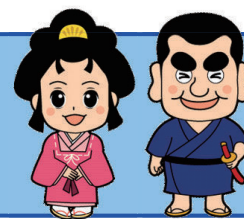


家庭ごみを出すときは



ルール1 指宿市指定ごみ袋で

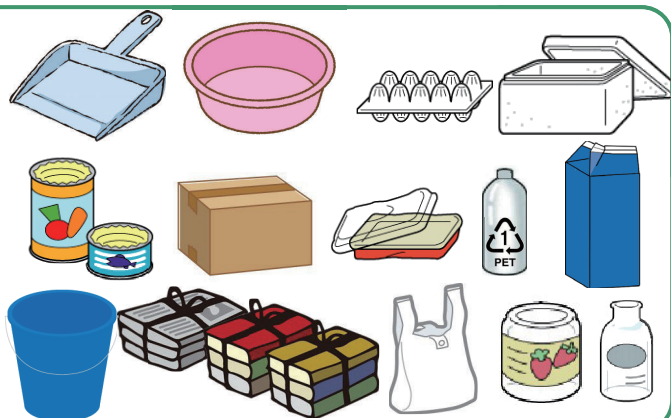


資源ごみをごみステーションに出すときは
品目ごとに袋を分けるんだ
(詳しくは、P8からを参照)

・指宿市では指定ごみ袋を導入しています。指定ごみ袋は「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」の3種類があります。ごみを出す際は、指定ごみ袋に入れて出してください。

資源ごみ

資源として収集し、資源の有効活用のために、リサイクルを行います。



燃えるごみ

資源として活用できない「燃える素材」のもので、焼却処理を行います。



燃えないごみ

そのままでは資源として活用できない「燃えない素材」のものは、破碎処理で、資源を抜き取る作業などを行います。



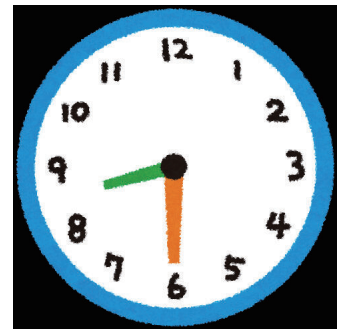
- ・それぞれのごみ袋には、「特大・大・小」の3種類のサイズがあります。
- ・ごみを出す際は、指定ごみ袋の氏名欄へ氏名(フルネーム)を書いて出してください。
- ・指定ごみ袋は、お近くのお店で購入してください。

※指定ごみ袋以外で出されたものや分別ルールが守られていないものは、指導項目が書かれたシールを貼付し、収集しません。

ルール2 決められた日時・場所で

収集日前夜など時間外には出さず、収集日当日の午前6時～午前8時30分の間で決められた場所に出してください。

前夜など時間外から出されると、猫やカラスなどが袋を破り、ごみが散乱する原因となります。

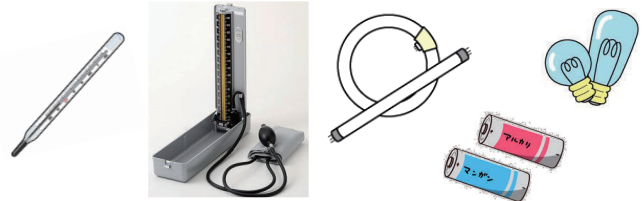


ルール3 ごみの分別をしよう

指宿市では、左ページの「資源ごみ」「燃えるごみ」「燃えないごみ」以外にも次のような種類のごみがあります。

有害ごみ

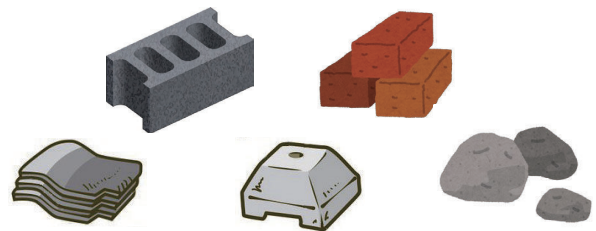
水銀などの有害な物質を含んでいるため、環境に負担をかけないように、できるだけ分別収集し、適切な処理を行っています。



埋め立てごみ

環境への影響がないため、そのまま埋め立て処理を行います。

※直接、指宿ごみ処理場へ持ち込んでください。



粗大ごみ

指定ごみ袋の「特大」サイズに入らないもので、破碎処理を行ったあとに、焼却処理やリサイクルなどを行います。

※指定ごみ袋の「特大サイズ（縦900mm×横800mm）」に入らないものが粗大ごみです。



事業所ごみ

事業活動に伴って発生したごみの収集は行っていません。

事業所から出たごみ（事業系一般廃棄物）は指宿広域クリーンセンターへ直接持ち込むか、市の許可を得た収集運搬許可業者（P28参照）に依頼をしてください。

産業廃棄物については専門の業者へ依頼してください。



受け入れできないごみ

リサイクル法対象品や、処理困難物等については、取扱店や専門の業者に依頼してください。（P27参照）



ルール4 ごみを出せる場所

- ・ごみを出せる場所は次のとおりです。
決められた場所以外にごみを捨てることは不法投棄になります。

ごみステーション

ごみステーションとは

道路や空き地に設置されており、設置場所の自治会が管理、清掃を行っているごみ収集所です。

出せるごみの種類

燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ

出せる日時

地区ごとに決められた日の

午前6:00 ～ 午前8:30

出す時の注意点

指定ごみ袋に入れて、氏名を書いて出してください。

1回の収集で出せる袋数は4袋までです。(燃えるごみ、燃えないごみ)

※粗大ごみの収集場所は地区ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。



資源ごみ地区立会い収集

資源ごみ地区立会い収集とは

公民館長等の立会いのもとで、資源ごみの収集を行います。また、集まった資源ごみの益金は、地区へ還元されるため、地区の収入につながります。

出す時の注意点

資源ごみはきれいに洗って、きちんと分別して出してください。

プラスチック類は必ず指定ごみ袋に入れてください。

場所・時間等

地区によって異なります。詳しくは公民館長等へお問い合わせください。



資源ごみ常設収集所

資源ごみ常設収集所とは

下記の時間内であれば、毎日、資源ごみと有害ごみを出すことができる常設収集所です。

出す時の注意点

資源ごみはきれいに洗って、きちんと分別して出してください。

プラスチック類は必ず指定ごみ袋に入れてください。

場所・時間等 (12月30日～1月3日は休み)

収集場所	収集時間
指宿庁舎公用車車庫	8:00 ～ 19:00
山川庁舎公用車車庫	9:00 ～ 17:00
開聞庁舎コミュニティ消防センター	9:00 ～ 17:00



粗大ごみ地区立会い収集

粗大ごみ地区立会い収集とは

資源ごみ地区立会い収集のように、公民館長等の立会いのもとで、粗大ごみの収集を行います。

出す時の注意点

粗大ごみは、指定ごみ袋の特大サイズの袋に入らないものが対象となります。

詳しくは、P26の「粗大ごみ」を参照してください。

場所・時間等

地区によって異なります。詳しくは公民館長等へお問い合わせください。



指宿広域クリーンセンター

指宿広域クリーンセンターとは

指宿市と南九州市顚娃町のごみを処理する施設で、直接ごみを持ち込むことができます。持ち込む場合は、搬入するごみの量に応じて手数料が掛かります。

持ち込めるごみの種類

燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ

受付日時

月曜日～土曜日(12月31日～1月3日は休み)

午前8:30～午後4:30 ※月曜～土曜の祝日も受け付けています。

※午後4時30分までに退出できるようご協力ください。

料金

搬入するごみ量に対する車両1台あたりの料金

30Kgにつき100円を乗じて得た額に、消費税を加えた額

※30Kg未満の端数は30Kgとみなします。

持ち込む時の注意事項

- ・袋に入るものは指定ごみ袋のほか、中身が確認できる、透明か半透明の袋を使用してください。(※家庭系ごみに限る)
- ・家庭から出た「資源ごみ」のみの持ち込みは無料です。
- ・上記ごみと、埋め立てごみを混載している場合は、それぞれ処理施設が異なるため、別途料金が掛かります。

場所

指宿市十二町4692番地1

連絡先

22-3303

指宿ごみ処理場

指宿ごみ処理場とは

家庭から出るブロックやレンガなど、環境に影響を与えない「埋め立てごみ」を処理する施設で、搬入するごみの量に応じて手数料が掛かります。

持ち込めるごみの種類

家庭から出たコンクリート、ブロック、レンガなどのガレキ類

受付日時・場所

指宿広域クリーンセンターと同じ

料金

搬入するごみ量に対する車両1台あたりの料金

70Kgにつき100円を乗じて得た額に、消費税を加えた額

※70Kg未満の端数は70Kgとみなします。